

## 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	
施設名称	
設置場所	
問合せ先	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

### 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	以下のとおり

イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：平成 年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃石綿												
廃プラスチック類												
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず												
がれき類												

ロ 前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(状況：平成 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

溶融炉内の温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果及び当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度
溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度			

ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(状況：平成 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度	(1回目)			
	(2回目)			

溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、上記に加えて次の事項

(状況：平成 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度	(1回目)			
	(2回目)			

ニ 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(状況：平成 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	試験に係る試料を採取した位置	試験に係る試料を採取した年月日	試験の結果の得られた年月日	試験の結果
溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験	(1回目)			
	(2回目)			

ホ 排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(状況：平成 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

項 目	除去を行った年月日
排ガス処理設備にたい積したばいじん	

ヘ 溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、集じん器にたい積した粉じんの除去を行った年月日

(状況：平成 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

項 目	除去を行った年月日
集じん器にたい積した粉じん	